

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大蔵村長 加藤 正美

市町村名 (市町村コード)	大蔵村 (06365)
地域名 (地域内農業集落名)	北部1 (清水、合海、大坪)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 2 月 29 日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>水稲を中心にトマトやねぎ、にら、そば等の栽培や、乳牛や繁殖牛等の畜産経営が行われている。稲作農家が多く、経営者等の高齢化と農業後継者不足が課題となっている。</p> <p>地域内での受け手となる担い手が少なく、認定農業者等の担い手の平均年齢は62歳と高齢になっており、また、一部の地域では、農地の集積・集約化が進んでいない状況である。</p> <p>多面的機能支払交付金を活用した共同作業により、荒廃農地の発生を防止する取り組みが行われている。</p> <p>【地域の基礎的データ】 認定農業者18人(うち60歳以上14人) 主な作物:水稲、トマト、ねぎ、にら、乳牛、肥育牛、繁殖牛</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>地域の農業基盤の維持保全のため、多面的機能支払交付金を活用した共同作業により耕作放棄地の発生を防ぎ、地域全体で農業を支える体制づくりを推進していく。</p> <p>基盤整備事業の予定がない地区については、水稲を中心として可能な限り現在の経営を継続しながら、将来的には受け手となる担い手に引き継ぐことを視野に入れていく。</p> <p>清水堰地区の農業基盤整備事業(清水・合海地区)の完成後については、中心的な担い手への集積・集約化を図っていく。</p> <p>本村の重点振興作物であるトマトについて基盤整備事業によりハウスの団地化を進め、農作業の効率化を図りさらなる経営安定を目指す。</p>

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	220 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	220 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。</p>

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積・集約化の方針
清水堰地区では、農地基盤整備事業(清水・合海地区)を契機に地域内の認定農業者等を中心に、農地集積・集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の賃貸借について農地中間管理機構を通じ、担い手の経営意向を勘案し、段階的に集積・集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
平成14年度に天保・ハリウ地区で農業基盤整備事業が完成しており、令和6年度から清水堰地区で農業基盤整備事業の本工事に着手し、令和11年度に完成を予定している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
村やJAと連携し、認定農業者や新規就農者の確保に努め、技術指導の支援を行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が可能な防除作業や収穫作業は、中心経営体の担い手が引き受け可能な範囲で作業を受託することで経営の安定化と遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣による農作物被害が発生しており、今後は南部地区で被害が頻発しているニホンザル等の被害拡大が懸念されるため、地域ぐるみで電気柵の設置等による鳥獣被害対策に取り組む。
- ③清水堰地区の基盤整備後は大区画の圃場となることから、ドローン等を活用した肥料・農薬散布を行い、農作業の軽減を図る。
- ⑦多面的機能支払交付金を活用し、農地の保全を図っていく。